

第36回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年6月26日(木) 午前11時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告に
ついて

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に
ついて

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第36回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定のより、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議 長

おはようございます。

最近、天候があまりよくない状態が続いておりますが、我々酪農者にとって大変忙しい中での御出席、まことにありがとうございます。

本来ですと10時からの開会ですが、北大の東山先生がお見えになるということで、急きょ懇談の場を設けさせていただきました。こういう類いの懇談はもっと時間をかけてゆっくりやらなければならないと思いますけれども、今回は今後の課題に向けてどう取り組んでいくかという、そういった話し合いをさせていただいた次第でございます。

時間も押し迫っておりますので、本日の御挨拶はこの辺にさせていただき、早速総会を開会したいと思います。

皆様には慎重審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番永洞委員、3番梅原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

日程第5 会務の報告を事務局より申し上げます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より会務報告が終わりました。

本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。

各 委 員

(質疑なしの声)

質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長

報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、所有権移転によるあっせんの申出に伴う調整報告ではありますが、権利の移転をする者は、姉別南3線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南3線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、権利の移転を受ける者を、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇と姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の2者に決定し、〇月〇日に、小椋委員、白川英之委員、白川俊明委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

ここに、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、後ほど提案の議案第4号と議案第5号により説明させていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

審議に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

各調整委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、質疑を行います。
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、採決いたします。</p> <p>整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各	委員	(異議なしの声)
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号2を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各	委員	(異議なしの声)
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p>
事	務	<p>日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。</p>
局	長	<p>議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。</p> <p>本案につきましては4件の願い出であります。浜農委26-6号の願い出人は、円朱別西5線〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は円朱別西4線〇番の内、〇筆、面積は〇、〇〇〇㎡で、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。</p> <p>現地調査につきましては、白川英之委員、白川俊明委員、片島委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在原野化しており、農地等以外であるとの御判断をいただいております。</p> <p>次に、浜農委26-7号の願い出人は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏、願</p>

い出地は茶内橋北東〇〇番ほか〇筆、合計〇、〇〇〇㎡で、現在、これらの土地は原野化、あるいは施設用地及び作業用地として利用されており、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。

現地調査につきましては、白川英之委員、白川俊明委員、片島委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、農地等以外であるとの御判断をいただいております。

次に浜農委26-8号の願い出人は、円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は円朱別西6線〇〇番〇の内ほか〇筆、合計〇万〇、〇〇〇㎡で、これらの土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。

現地調査につきましては、白川英之委員、白川俊明委員、片島委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在施設用地として利用されており、農地等以外であるとの御判断をいただいております。

次に浜農委26-9号の願い出人は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内西10線〇〇〇番〇の内、〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。

現地調査につきましては、小椋委員、白川英之委員、白川俊明委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在原野化及び施設用地として利用されており、農地等以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま
す。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、質疑を行います。
浜農委26-6号の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委26-7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委26-8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、受付番号順に採決いたします。
浜農委26-6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委26-6号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委26-7号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委26-8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委29-9号の質疑を行います。
ここで、〇番〇〇委員については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

浜農委29-9号の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、採決いたします。</p> <p>浜農委 29-9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(〇〇委員入室、着席)</p> <p>日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。</p> <p>本案は2件の許可申請であります。整理番号1は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の設定を行おうとするものであります。</p> <p>整理番号2は、霧多布西4条1丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を浜中桜北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の設定を行おうとするものであります。</p> <p>なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p>
農 地 係 長	<p>(詳細説明あるも省略)</p>
議 長	<p>事務局から提案理由の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に、担当地区の委員から補足説明を受けます。</p> <p>整理番号1と2の補足説明を、11番片島委員お願いします。</p>

片 島 委 員	(補足説明あるも省略)
議 長	これから、整理番号1の質疑を行います。○番○委員と○番○○○委員については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当しますので、退席願います。 (○○委員、○○委員退席、退室) 整理番号1の質疑ありませんか。 1番白川英之委員。
白 川 委 員	本人の希望での売買契約という話を聞いているのですけれども、周辺農家の土地取得希望確認なり需要動向というのは、調査されているのかどうかについてお聞きいたします。
農 地 係 長	本案件は、3条による相対という形で申請されてきたのですけれども、近隣との調和という形で調整を図るべきものなのかどうかというところについては、そこは調査書のとおり支障はないと判断しております。 以前使われていた○○さんにつきましても、この度の○○さんの取得後については、特段申出があったと事務局の方は聞いておりませんので、確認は取れていると判断しております。
議 長	他にありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 (○○委員、○○委員入室、着席) 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

3番梅原委員。

梅原委員 今回の取得地の隣の土地は、別の方が利用していると思いますが、そちらの方からは申請はなかったのでしょうか。

農地係長 この調整につきましては、〇〇の〇〇さんと〇〇さんが使われておりますが、片島委員さんの方において調整した結果が、このとおりになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長 議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされておりますが、確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、主たる事業が農業であるか、3点目の「構成員要件」として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4点目の「業務執行役員要件」として、

役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は5件の届出で、整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号5は、浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、以上5法人であります。いずれも別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、整理番号順に質疑を行います。
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

なお、整理番号1と2については、〇〇〇〇〇が議事参与の制限に該当しますので、〇〇委員と〇〇〇〇委員は退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席、退室)

それでは、質疑に入ります。
整理番号1の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条第1項では、「農業委員会は、農用地の所有者から所有権移転の申出があり、農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地について周辺の地域における農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を農用地の所有者に通知するよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては1件の買入協議であります。○月○日に姉別南3線○○番地、○○○○氏より所有権移転の申出を受けた土地について、小椋委員、白川英之委員、白川俊明委員を調整委員に決定し、調整していただいた結果、農地保有合理化法人による買入が必要であるとの判断をし、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より申し上げます。

事務局長 次回総会につきましては、改選後初の開催となるため、町長からの招集となります。町長と連絡を取りまして、今のところ7月25日開催で調整しておりますので御報告申し上げます。

議長 この件については、私たちには決定権はありませんが、町長との調整で7月25日に予定しているとのことですので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

今日は36回目の総会ということで、私どもに与えられた最後の総会ございました。これまで3年間、本委員会の活動を精力的に続けてこられたとっております。これもひとえに委員皆様方の御協力をいただいた賜物と心から感謝を申し上げます。

特に、今回は町長に対する建議活動、あるいは東山先生にお願いしている賃借料の適正算定に向けた取組み、それから広報活動の充実化といったことで、それぞれについて一生懸命取組みを行ってきたとっております。

今後においても、酪農情勢が厳しい中で戸数の減少も予想されますが、いかに

農地を守っていき、優良農地を適正に活用していくかということは、我々農業委員会に課せられた大きな使命だと思います。

農業農村の地域活力創造プランも24日に改定案が示されました。これについては、競争力会議等の拙速な改正は生産現場の混乱を招き入れるのではないかということで、それぞれ要請活動を行ってきたところでございますけれども、農業委員会の改革、農協の改革、生産法人の要件緩和といったことが閣議決定をされまして、今后来年度の通常国会にそれぞれ提案される予定となっておりますけれども、今後とも引き続き生産現場の意見を中央に訴え続ける努力をしていきたいと思っております。

特に、この改定案は、本州府県の一部の実態を見た中での改正だと思います。先日の道新の紙面にもありましたけれども、やはり規模拡大を進めるのであれば、その先端を行っている北海道の意見をもっと取り入れるべきだというような論説もありました。まさにそのとおりだと思います。そういった意味ではもう少し北海道の意見を中央に反映していくようにしなければならないのかなと思っております。引き続きスピード感を持って、賃借料の問題、あるいは広報活動、町長に対する意見具申等を今後とも進めていただくよう御期待を申し上げながら最後の総会の御挨拶といたします。

長い間、本当にありがとうございました。

お疲れさまでした。

閉会時刻 午後0時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 2番 永 洞 忠 志

浜中町農業委員会 3番 梅 原 順 一

農地法第3条調査書

調査日：平成26年 6月17日

第36回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (所有権)

譲受人	○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	片島委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約○○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				—
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 6 月 17 日

第 36 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 2 (所有権)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	片島委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				—
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	